

今後の契約締結・更改の お手続きについて (情報提供)

平成27年12月3日

東京電力株式会社
ネットワークサービスセンター

契約締結・更改のお手続きについて

○平成28年3月末時点で、当社と既に接続供給契約を締結しているご契約者

個別地点ごとの申込みではなく、既契約の接続供給契約にもとづき契約更改をしていただきます。(計画値同時同量制度への移行、あるいは実需同時同量制度の継続を選択していただきます。)

◆実需同時同量 ⇒ 接続供給契約の更改

※ 実需同時同量を継続する場合でも、契約の更改が必要です。

◆計画値同時同量 ⇒ 接続供給契約の更改＋発電量調整供給契約の締結

※ 発電量調整供給契約を締結する事業者さまが別会社の場合等は別途協議させていただきます。

○平成28年4月1日以降、新規に当社と契約を締結するご契約者

接続供給、あるいは発電量調整供給契約のお申込みをいただいた後、新規に契約を締結します。(受電地点・供給地点ごとの申込みが必要であり、発電側は接続検討申込(低圧除く)が必要です。) なお、実需同時同量は選択できません。

※ 新規に契約を締結する場合、当社のシステム構築のため、3ヶ月程度の期間が必要です。

◆計画値同時同量: 接続供給申込み ⇒ 接続供給契約の締結

◆計画値同時同量: 発電量調整供給申込み ⇒ 発電量調整供給契約の締結

契約締結・更改のお手続きについて

◇振替供給契約について ※既契約者、新規契約者ともに

広域機関により、当社エリア外の(発電)契約者と自動紐付けが行われる可能性があるため、沖縄電力を除く9電力会社と**接続供給契約**を締結する(している)場合、当社と**振替供給契約**を締結していただきます。

※ 既に振替供給契約を締結している場合でも、契約の更改が必要です。

◇ホールディングカンパニー制移行にともなう契約名義の変更について

平成28年4月1日以降、東京電力株式会社はホールディング制を導入し会社が分割となることから、ネットワークサービスセンターは
「東京電力パワーグリッド株式会社」
に変更となります。

契約締結・更改 スケジュール概要

平成27年	平成28年			
12月	1月	2月	3月	4月

▼説明会

▼約款認可予定

▼4月以降の各種計画提出

▼自由化開始

